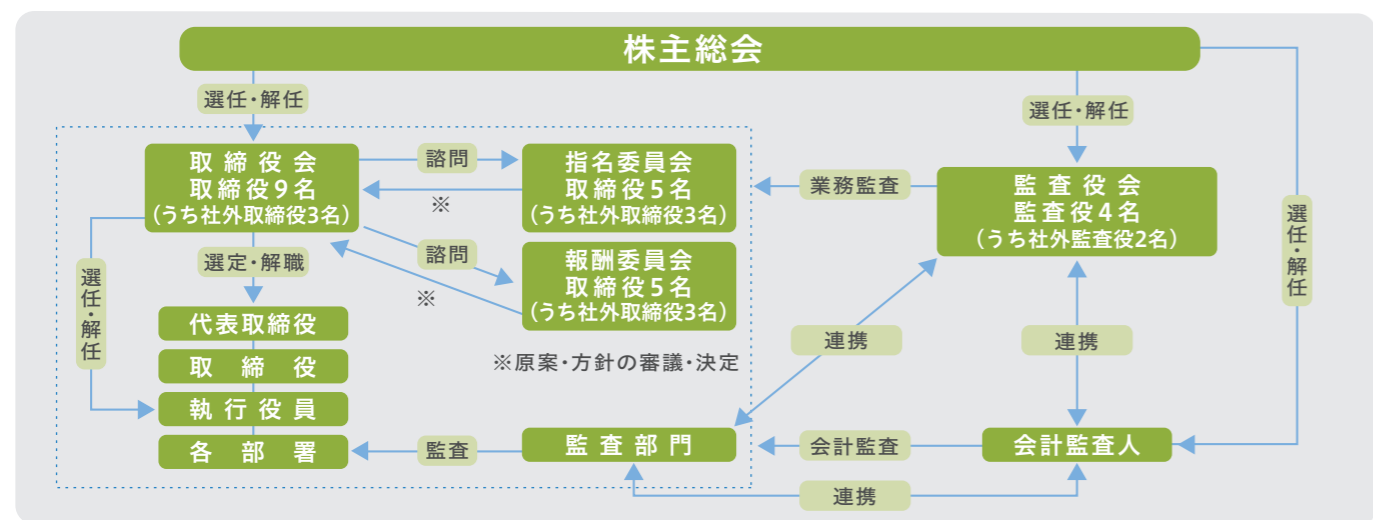


ガバナンス Governance

KOITOは、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性を図る等、「コーポレート・ガバナンス」の充実をマテリアリティ(優先課題)の一つと定めています。

コーポレート・ガバナンス

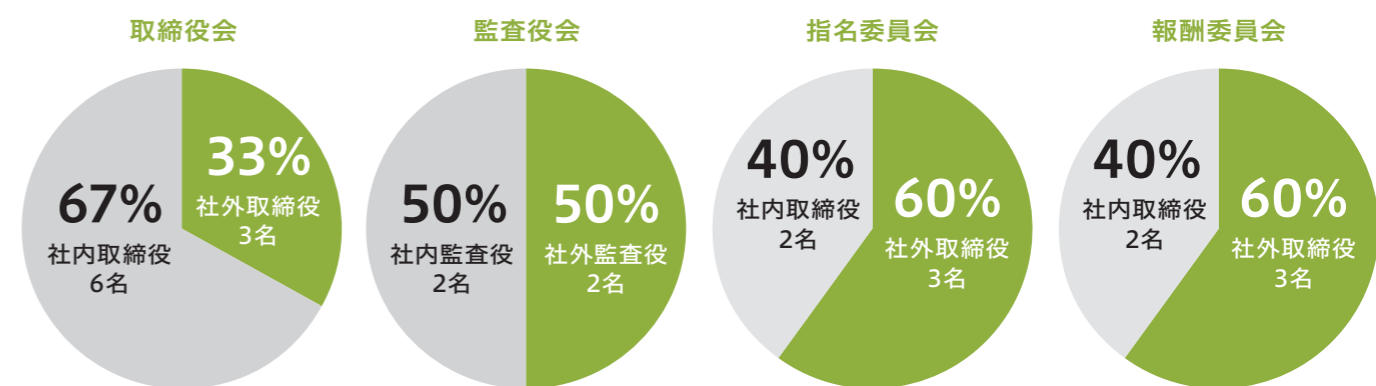


	取締役会	監査役会
構成	 取締役9名(社内6名+社外3名)議長は代表取締役社長	 監査役4名(社内2名+社外2名)
開催頻度	原則月1回	年8回(2021年度実績)
機能	法令・定款に定められた事項をはじめ、「取締役会規程」で規定されている事項に関して審議・報告・決定を行い、取締役の業務執行を監督。	取締役会その他重要な会議、委員会への出席、重要な決裁文書の閲覧等、取締役の職務執行状況を監査する他、内部統制システムの構築・運用の状況を監視。
体制	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視。 ●常勤取締役及び執行役員にて構成される常務会(議長は社長)を、原則月3回開催、職務執行状況の報告、及びフォローを実施。 ●新たな取り組みを始める際は、常務会を経て取締役会の承認を得るなど、ガバナンス体制を強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ●常勤監査役は、取締役会のほか、常務会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視。 ●内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的にミーティングを行う等連携を密にし、監査機能を向上。

出席メンバー(2022年6月29日現在)

		取締役会	監査役会	指名委員会	報酬委員会
取締役	代表取締役会長兼 CEO	大嶽 昌宏	○	◎	◎
	代表取締役社長兼 COO	加藤 充明	◎	○	○
	代表取締役副社長	有馬 健司	○		
	代表取締役副社長	内山 正巳	○		
	専務取締役	小長谷 秀治	○		
	専務取締役	草川 克之	○		
	社外取締役	上原 治也	○	○	○
監査役	社外取締役	櫻井 欣吾	○	○	○
	社外取締役	五十嵐 チカ	○	○	○
	常勤監査役	菊地 光雄	○	◎	
	常勤監査役	榊原 公一	○	○	
	社外監査役	鈴木 幸信	○	○	
	社外監査役	木目田 裕	○	○	

社外役員比率



取締役会での主な報告・議案件数(2021年4月~2022年3月:12回)

	議案	報告	合計	割合
経営戦略・サステナビリティ・ガバナンス関連	18	9	27	33%
決算・配当・財務関連	7	9	16	19%
内部統制・リスクマネジメント・コンプライアンス関連	4	4	8	10%
人事・指名・報酬・組織変更	15	3	18	22%
その他	3	10	13	16%
合計	47	35	82	100%

取締役・監査役の選任に関する方針

KOITOでは、取締役として株主からの経営の委任に応え、経営に関する豊富な経験と高い識見を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選任する方針としています。

この方針に基づき、指名委員会による原案の審議・決定を踏まえ、取締役会において取締役候補者を決定しています。指名委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役候補者の指名に対する客観性や透明性の確保を図るため、独立社外取締役3名、社内取締役2名で構成されています。

KOITOの取締役は、各事業の経営に精通しており、社外取締役も含め、その知識・経験・能力は多様性があり、バランスが取れた構成と考えています。

監査役については、優れた人格並びに取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる識見と高い倫理観を有している人材を監査役候補者として選任する方針としています。

取締役の専門性と経験

		企業経営	営業・調達	技術・研究	生産・品質・安全環境	海外事業	財務・会計	経営企画・法務・人事
代表取締役会長 兼 CEO	大 嶽 昌 宏	○	○			○	○	○
代表取締役社長 兼 COO	加 藤 充 明	○	○			○		
代表取締役副社長	有 馬 健 司	○	○	○	○	○		
代表取締役副社長	内 山 正 巳	○			○			○
専務取締役	小長谷 秀 治	○	○			○	○	
専務取締役	草 川 克 之	○		○		○		○
社外取締役	上 原 治 也	○				○	○	
社外取締役	櫻 井 欣 吾						○	
社外取締役	五十嵐 チ カ							○

※上記一覧表は、取締役が有するすべての知見を表すものではありません。

社外取締役及び社外監査役

KOITOは、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所の独立役員制度における独立性基準に従い、独立性の要件を満たしている方を社外取締役として選任する方針としています。

社外役員については、企業経営に関する豊富な知識・経験、もしくは法律や財務等に関する専門的知見を持つ者を候補者とし、同じく株主総会にて選任の決議をいただいています。

監査の状況

KOITOでは、独立した組織である内部監査室が、年間の監査計画に基づき、社内各部署及び子会社に対して、財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する監査に加え、業務の適法性、妥当性についての監査を行い、各部署及び子会社が必要な改善を実施することで、内部統制の向上を図っています。また、内部監査室は取締役、監査役に監査結果を報告するとともに、監査役及び会計監査人と、監査の状況について情報交換等を行い、相互連携を図っています。

監査役は取締役会に出席、意見陳述するほか、各監査役がそれぞれの立場に応じてその専門分野の知識や経験等を活かし、取締役の職務の執行状況並びに会社の意思決定の妥当性・適正性等を監査しています。また、監査役自らが実施する往査、管理部門へのヒアリング等に加え、会計監査人・内部監査部門の行う監査に立ち会うとともに、社外取締役を含む関係者等と適宜情報交換を行って連携を保ち、監査の実効性を高めるよう努めています。

取締役会の実効性評価

取締役会の実効性評価のため、年1回アンケートを実施しており、その結果をもとに、取締役会の自己評価を行っています。取締役会の実効性について分析・評価した結果の概要は、次の通りです。

1. 取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程に基づき重要案件を適時・適切に審議しています。
2. 事業年度の開始前に年間開催スケジュールを社外を含めた取締役及び監査役へ通知、出席しやすい日程とされており、活発な議論を行い、経営課題について十分な検討がなされるよう、審議事項、報告事項の選定と資料の内容が検討されています。
3. 取締役会では、管理・営業・技術・生産部門等のさまざまな事業部門の経験を持つ取締役に加え、企業経営に関する豊富な知識・経験、もしくは法律や財務等に関する専門的知見を持つ社外役員から助言・提言等をいただき、多角的な視点から経営課題について十分な審議時間を確保し、議論しています。

また、自己評価の結果、常務会に上程している内容や業界・最新技術動向に関する事項を報告事項に追加するなど、社外役員の意見を反映した取締役会運営を進めています。

今後、経営に関する最高意思決定機関としての機能強化、経営判断の迅速化等について改善を図り、取締役会の実効性を高めていきます。

役員報酬

取締役の報酬等については、2019年6月27日開催の第119回定時株主総会において、年額15億円以内として承認されています。また、2015年6月26日開催の第115回定時株主総会において、上記、取締役の報酬等の額とは別枠として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額2億円以内として承認されています。

取締役の報酬は、月毎に支払う固定報酬及び業績連動報酬からなる報酬制度を導入しており、その割合を含め役員報酬に関する社内基準に基づき、会社業績、株主配当水準、他社の報酬水準、従業員の給与水準といった要素に加え、取締役の経営能力、功績、貢献度等を総合的に勘案し決定しています。

固定報酬につきましては、各取締役が担当する役割の大きさとその地位に基づき、その基本となる額を設定し、役職別に上限額と下限額、役職格差、役職内年次差等を設定し、報酬額を算出しています。

業績連動報酬につきましては、各事業年度における売上高・利益等の業績評価、取締役各人の貢献度等を指標として目標・実績も含め総合的に勘案することが重要であると考え、評価、決定しています。

株式報酬型ストックオプションにつきましては、株主と企業経営者は、株価上昇のメリット、あるいは下落のリスクを共有し、企業経営者の中長期的業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とします。その割当数は各取締役の業務執行の状況・貢献度等を基準とし、取締役の地位を喪失した時点以降、行使できるものとしています。

報酬等を決定するに当たっての方針、及び取締役個々の報酬を決定するに当たっての方針等は、取締役会から報酬委員会に諮問しています。

報酬委員会の審議・決定を踏まえ、取締役会の授権に基づき、取締役個々の報酬につきましては、代表取締役の協議により決定しています。報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役等の報酬決定手続き等に対する客観性や透明性の確保を図るため、社内取締役2名、独立社外取締役3名で構成されています。なお、社外取締役については、固定報酬のみとし、業績連動報酬は支給していません。

監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しています。固定報酬のみとし、業績連動報酬は支給していません。

区 分	対象となる役員の員数	報酬等の種類別の総額		報酬等の総額
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役	15名	786百万円	349百万円	1,136百万円
監査役	5名	103百万円	—	103百万円
合 計	20名	890百万円	349百万円	1,239百万円

- (注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでいます。
2. 上記のうち、社外役員(社外取締役及び社外監査役)に対する報酬等の総額は、4名55百万円(固定報酬のみ)です。
3. 上記のほか、当社は、2012年6月28日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議、本決議に基づき、退任取締役1名に対し63百万円の役員退職慰労金を支給しています。
支給金額には過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、取締役1名40百万円が含まれています。
4. 上記のほか、社外監査役1名は、当社の子会社であるコイト保険サービス株式会社より同社の役員報酬として0百万円の支給を受けています。
5. 業績連動報酬については、会社の経営活動全般の結果を反映する経常利益を指標とし、当該指標の対前期比増減等を勘案して算定しています。

内部統制システムの基本方針

内部統制の充実を図るため、以下の通り基本方針を定めています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

「小糸グループ行動憲章」に基づき、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進部門、内部監査部門、内部通報制度などの組織・体制、並びに「企業倫理規定」などの関係諸規程の整備・充実を図る。

また、取締役、執行役員及び従業員に対しその周知、教育を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、常務会の議事録など取締役の職務執行に係る情報については、関係諸規程の整備・充実を図り、これに従って、適切な保存・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の存続に関わる重大なリスク事案の回避・排除、また、発生した場合の影響を極小化するため、「危機管理規程」などのリスク管理に関する規程や体制の整備並びに取締役、執行役員及び従業員への教育・訓練を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会、常務会の定例的開催、並びに取締役の職務執行に係る「取締役会規程」「常務会規程」などの諸規程や執行役員制度などの組織・体制の整備・充実を図り、取締役の職務執行の効率性を確保する。

また、年度毎の社長方針に基づき、各部門において方針を具体化し、業務を執行する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「小糸グループ行動憲章」をグループ会社と共有し、業務の適正を確保・管理するため、以下の体制を整備する。

イ) 当社は「関係会社管理規程」などに基づき、報告事項を明確にし、報告制度を充実させると共に、グループ会社に対し定期的な業務報告を実施させる。

ロ) 当社は「関係会社管理規程」などに基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
また、グループ会社の対応が不十分である場合には、指導をはじめとする是正措置を講じる。

ハ) 当社はグループ会社が取締役会の定例的開催、取締役等の職務執行に係る規程や組織・体制の整備・充実を図らせる。

また、重要なグループ会社においては役員を兼務させる。

ニ) 当社は「小糸グループ行動憲章」などに基づき、グループ会社に法令遵守の徹底を図らせると共に、当社の管掌部門・内部監査部門はグループ会社の業務監査、会計監査を実施する。

また、当社は「関係会社管理規程」などに基づき、承認事項を明確にし、係る業務の執行については、当社の承認を得た上で行わせる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性、指示の実行性の確保に関する事項

監査役は職務を補助するため、監査役室を設置し、監査役及び監査役会の指揮命令のもとで業務を行う。

また、取締役からの独立性を確保するため、監査役室の人事については、監査役会の同意を得た上で決定する。

7. 当社並びに子会社の取締役及び使用人などが当社監査役に報告をするための体制、並びに当社監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社並びにグループ会社の取締役、執行役員及び従業員は、会社に重大な影響を与える事項、重大な法令・定款違反、その他コンプライアンス等に関する報告すべき事項を知った場合には、当社監査役へ報告するものとする。

また、報告された内容は監査役の判断で監査役会に報告する。組織・体制の整備・充実を図り、これらの報告を行った者が、不利益な取り扱いを受けないよう徹底する。

8. 当社の監査役は職務の執行に必要な費用に係る方針並びに、監査役は職務の執行について生ずる費用に係る方針並びに、監査役は職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は職務の執行に必要な費用については、会社が支払う。

監査役は取締役会、常務会、コンプライアンス委員会をはじめとする各種会議や委員会への出席、重要書類の閲覧等により、業務の執行状況を把握・監査する。

また、監査役は、取締役、執行役員、会計監査人、内部監査部門等と定期的に又は必要に応じて意見交換を行う。

株式の保有状況

KOITOの経営戦略・経営計画に基づき、事業の拡大、持続的な成長のためには、他社との事業関係強化が必要であると考えております。この観点から、銘柄を総合的に勘案し、保有目的が純投資以外である株式を保有しています。株式保有については、縮減も念頭に置きながら、配当利回りや資本コストに見合っているか等、定期的に精査・検証し、保有の適否を判断しています。

● 投資株式の区分の基準及び考え方

KOITOは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としています。

● 議決権行使に関する考え方

議決権の行使については、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上につながるかどうかの視点で行っています。

■ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄 貸借対照表計上額 (2021年3月31日)	2021年度に株式数が増加した銘柄	2021年度に株式数が減少した銘柄	銘柄 貸借対照表計上額 (2022年3月31日)
非上場株式	16銘柄 2,104百万円	—	—	16銘柄 2,102百万円
非上場株式以外の株式	49銘柄 22,987百万円	1銘柄 5,787百万円	11銘柄 1,606百万円	43銘柄 29,214百万円

※株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が増減した銘柄を含めていません。

コンプライアンス

KOITOは、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、「小糸グループ行動憲章」において「関係法令等を遵守し、公正、透明、自由な市場競争並びに適正な取引、責任ある調達を行う」こと、「グローバルな企業活動においても、国際ルールや現地の法令遵守はもとより、文化や習慣を尊重し、政治、行政との健全な関係を保つ」ことを定めています。また、「コンプライアンス」の強化をマテリアリティ（優先課題）の一つと定め、コンプライアンスを重視する組織・風土づくりを進めるべく、全社一体となりコンプライアンスに関する取り組みを推進しています。

コンプライアンス活動の推進体制

KOITOでは、コンプライアンス体制を強化するため、「コンプライアンス委員会」、「コンプライアンス推進室」、「内部監査室」、「内部通報窓口（企業倫理相談窓口）」を設置しています。コンプライアンス委員会は、定期的で開催され、コンプライアンス推進室や内部監査室の活動計画や実績、企業倫理相談窓口の運用状況、リスクへの対応等を確認、及びフォローしています。

また、国内外の関係会社に対しても、各社にコンプライアンス責任者を設け、緊密に連携してコンプライアンスの強化や遵守状況を把握する等、グループ全体でコンプライアンスに関する取り組みを推進しています。

コンプライアンス強化への取り組み

●コンプライアンス意識の醸成

KOITOでは、「小糸グループ行動憲章」が従業員の行動基準となるよう、全従業員に携帯用カード「Ethics Card」を配布する等、コンプライアンス意識の醸成に努めるとともに、全従業員を対象に「小糸グループ行動憲章」の認知・理解・実践度を測る「企業倫理調査」を毎年実施し、結果を取締役会やコンプライアンス委員会に報告しています。

2021年度の調査結果においては、「小糸グループ行動憲章」の認知度が97%、「お客様の満足と信頼を獲得するように行動」、「関係する法令や社内ルールを遵守」、「人権を尊重」している従業員の割合が100%などと、高い水準を保持しています。



●コンプライアンス教育

階層別研修の中で、従業員を対象にコンプライアンスに関する教育を行うほか、独占禁止法やハラスメントといったテーマ別研修も行っています。外部の講師を招いた役員・部課長向けコンプライアンス研修会を開催するなど、役割や職務に応じて、さまざまな研修を行っています。

また、仕入先に対しては、調達方針説明会においてコンプライアンスの徹底を要請するとともに、仕入先向けコンプライアンス研修会を毎年開催しています。

●ハラスメント防止への取り組み

KOITOでは、全従業員を対象としたハラスメント調査を定期的に行っています。調査では、上司（部課長などの管理職、及び係長班長などの管理監督者）の職場での振る舞いを部下が評価、上司は評価結果を踏まえて自身の認識との差異など、実態を把握し、「ハラスメント撲滅 私の誓い」を策定・掲示することで、ハラスメントの未然防止に努めています。

●腐敗防止への取り組み

腐敗防止に関しては、「贈収賄防止規定」を制定するとともに教育を行い、贈収賄、強要・ゆすり、詐欺、横領・着服、マネーロンダリング、利益相反、政党への不法融資やファシリテーション・ペイメント行為などの防止に取り組んでいます。

なお、法令違反等があった場合の処罰については社内規定に明記しています。

2021年度に腐敗に関する罰金、解雇等の事例はありませんでした。

●反競争的行為の防止

独占禁止法並びに下請法に関しては、「独占禁止法コンプライアンス規定」を制定するとともに、定期的に教育を行い、市場分割、価格操作、受注調整、優越的地位の濫用、不当販売などの反競争的行為の防止に取り組んでいます。

KOITOの従業員が競合他社と接触する場合は、事前審査と事後の確認を実施し、独占禁止法への抵触が疑われるような行為の防止を徹底しています。

内部監査については、内部監査部門が監査役立会いの下、独占禁止法・下請法の関係部署に対して毎年実施し、結果をコンプライアンス委員会に報告しています。監査の際に問題等が見つかった場合は改善内容なども報告しています。

なお、法令違反等があった場合の処罰については社内規定に明記しています。

2021年度に反競争的行為に関する罰金、解雇等の事例はありませんでした。

サプライチェーンにおけるコンプライアンス強化

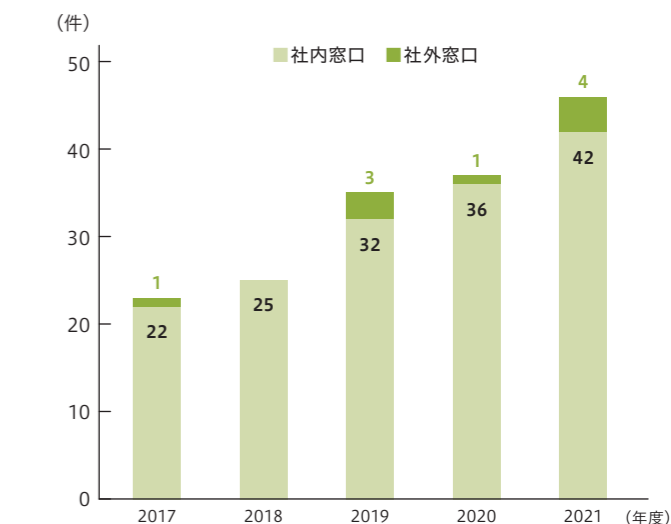
KOITOでは、公正な調達活動の一層の強化に向け、関係管理部門の従業員、及び下請事業者の仕入先を対象に定期的に「コンプライアンス研修会」を実施しています。2021年度は314名が受講し、関係者の調達活動に関する知識の向上に努めています。

内部通報制度

KOITOでは、コンプライアンスやハラスメントに関して通報・相談できる「企業倫理相談窓口」を社内及び社外（法律事務所）に設置しています。通報・相談された全ての案件を調査した上で適切な処置を行い、取締役会やコンプライアンス委員会に報告しています。

「企業倫理相談窓口」の運用に際しては、利用者が安心して通報・相談できるよう、通報・相談者のプライバシー保護や不利益の防止など、人権への配慮を徹底しています。通報・相談者へ不利益な取り扱いをした場合の罰則等については、社内規定に明記しています。

■相談件数の推移



リスク管理

KOITOでは、多様化・複雑化するリスクを適切に把握し、リスク顕在化の未然防止や発生時の被害を最小化するために、総合的なリスク管理の充実・強化に取り組んでいます。

リスク管理は、その低減及び回避のための諸施策の実施と日常的管理を、社内各部門が分担して担っています。製品の安全等のリスクは品質保証部、サプライチェーン上のリスクは調達本部、自然災害等のリスクは安全環境部等といったように、各部門で関連するリスクのアセスメントを実施し、対策を講じており、その本部長は責任部署担当役員が務めています。加えて、各リスクに関する従業員への研修を実施しています。

万一リスクが現実のものとなった場合は、経営の最高意思決定機関である取締役会へ報告され、経営トップの指揮のもと迅速・適切な対応を図ることを基本としています。

自然災害リスク

KOITOは、「人命最優先、事業継続性の維持」を基本方針として、東日本大震災や熊本地震、豪雨や台風等、自然災害の教訓に加え、南海トラフ地震の被害想定等に基づき、減災・初動・復旧対応を検証、課題を見つけ出し、BCP活動の見直し・強化を図っています。

地震等の自然災害に対しては、工場建屋の耐震補強や設備、什器の転倒防止対策、緊急地震速報システムの導入などに加え、避難や消火活動など定期的な防災訓練、全従業員の安否確認運用訓練や、避難経路確保の維持・管理状況の総点検を行っています。また、豪雨や台風から身を守るためのハザードマップ確認方法や避難方法等の講演開催により、災害被害の極小化に取り組んでいます。

火災発生未然防止策としては、有機溶剤などの危険物や可燃物の管理徹底に加え、万一の火災発生を想定した消火設備の増設や配置見直し、初期消火のための消火訓練の実施により、迅速な消火ができる体制強化に取り組んでいます。

更に、関係会社や仕入先に対する現地での安全・防火・防災点検の実施、国内関係会社同士で互いの工場を点検、改善しあう「関係会社安全相互点検」などにより、グループ及びサプライチェーン全体で安全・防火・防災レベルの向上に努めています。



■可搬ポンプを使用した消火訓練



■静岡県中部地域局によるオンライン防災講演会

新型コロナウイルスへの対応

KOITOグループは、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、お客様や取引先、従業員及びそのご家族の安全を最優先に、政府・自治体の要請等に基づき、各種対策・対応を実施してまいりました。今後もテレワークやオンライン会議などの活用により、感染リスクを低減するとともに、業務の円滑な推進と効率化を図ってまいります。

【主な感染対策】

- ・マスク着用・手指消毒などによる衛生面の予防
- ・ドアノブ、スイッチなど不特定多数が触れる場所の定期的な消毒
- ・事務所・会議室・休憩所や食堂へのパーティションの設置
- ・時差喫食の実施
- ・日常生活における外出自粛・3密(密閉・密集・密接)回避、「新しい生活様式」などの実践
- ・都道府県から要請されている感染防止策に沿った行動

●通勤に関する取り組み

- ・事業所所在地の感染状況に応じた通勤時の公共交通機関の利用制限
- ・管理間接部門におけるテレワーク(在宅勤務)の導入
- ・出社時の検温実施

他

●出張・会議・面談に関する取り組み

- ・国内・海外出張に係るルールを作成し、感染防止策を遵守の上、実施
- ・オンライン会議の導入
- ・外来者の入場時の検温・手指消毒、マスク着用の徹底

他

情報セキュリティ

KOITOは、「情報セキュリティ」をマテリアリティ(優先課題)の一つと定め、情報セキュリティポリシーに従い、個人情報や機密情報等の保護に努めるとともに、適正な情報セキュリティ対策を実施し、安全に管理しています。

国内外関係会社を含めた全拠点に最新のウイルスや異常を検知できるサイバーセキュリティ体制を構築するとともに、各拠点でCSIRT(情報セキュリティ問題を扱う専門チーム)を構成し、有事の際に即座に対応できる体制を整備しています。

情報セキュリティポリシー

株式会社小糸製作所(以下、「当社」という)は、情報の適切な管理が重要な経営課題であることを認識し、お客さまをはじめ社会からの信頼を常に得られるよう、「情報セキュリティポリシー」を策定しました。

今後はこの「情報セキュリティポリシー」を遵守し、さまざまな脅威から情報資産を保護し、かつ適正に取り扱うことにより、情報セキュリティの維持・向上に努めます。

1. 情報セキュリティ管理体制の構築

当社が保有する全ての情報資産の保護に努め、情報セキュリティに関する法令その他の規範を遵守することにより、社会からの信頼を常に得られるよう「情報セキュリティ管理責任者(CISO)」を設置し情報セキュリティ対策を速やかに実施できる管理体制を構築し、継続的に改善・見直しを行います。

2. 情報セキュリティに関する社内規程の整備

情報セキュリティポリシーに基づいた社内規程を整備し、個人情報だけでなく、情報資産全般の取り扱いについて明確な方針を示すとともに、情報漏えい等に対しては、厳しい態度で臨むことを社内外に周知徹底します。

3. 適切な情報セキュリティ対策の実施

当社は、情報資産に係る不正アクセス・破壊・情報漏えい・改ざんなどの事故を未然に防止するため、組織的・物理的・技術的・人的安全管理措置の観点からセキュリティ対策を実施するとともに、技術的・社会的な必要性が生じる都度修正を加え、変化に適応していきます。

4. 情報セキュリティ内部監査の実施

当社は、業務の遂行において情報セキュリティに関する法令や会社が定めた規定・ルールなどが遵守され有効に機能しているかを検証するため、定期的に情報セキュリティ内部監査を実施していきます。

5. 情報セキュリティリテラシーの向上

従業員等にセキュリティ教育・訓練を徹底し、当社の情報資産に関わる全員が、情報セキュリティリテラシーを持って業務を遂行できるようにします。また、刻々と変わる状況に対応できるよう、教育・訓練を継続して行います。

情報セキュリティ活動の推進体制

KOITOグループは、国内外関係会社を含むグループ全体のコンピュータ、ネットワークを監視し、あらゆるサイバー攻撃や異常を検知することで、即座に対応できるCSIRT(Computer Security Incident Response Team)をグローバルに構築しています。

KOITOの情報セキュリティは、情報システム部、総務部、コンプライアンス推進室による管理体制を整備しています。更に、各部門が定期的に情報セキュリティリスクを洗い出し、継続的改善を図る運用(PDCA)を実施しています。

情報セキュリティマネジメントシステム

KOITOグループは、情報資産を漏えい・盗難・改ざん等のリスクから保護するため、情報の機密性・完全性・可用性の管理基準のもと、情報セキュリティマネジメントを運用しています。特に、主要機能部門においては、情報セキュリティの確保、及びセキュリティ信頼度の向上を推進しており、自動車照明器の設計・開発部門や営業・調達・品質管理部門等において情報セキュリティの国際規格ISO27001を取得しています。

今後も、継続的なPDCAによる情報セキュリティマネジメントシステムのスパイラルアップ、及びグループ内での認証取得範囲の拡大に向け、情報セキュリティの維持・向上に取り組んでいきます。

情報セキュリティ対策

サイバー攻撃等に対する情報セキュリティ対策強化に向け、情報セキュリティポリシーのもと社内規定を整備し、KOITOグループ全体の監視体制並びにインシデント・レスポンス体制の構築を含めたサイバーセキュリティ対応諸施策を実施しています。機密情報や個人情報の適切な管理のみならず、知的財産等の無形資産の管理・運用を含めた、戦略的な情報管理体制の構築を図っています。

更に、外部専門機関による社内外からの侵入テストを定期的実施、セキュリティホールの有無を徹底的に点検・確認し、情報セキュリティの向上に努めています。

情報セキュリティ意識の醸成

KOITOでは、情報セキュリティインシデントの発生防止を目的に、全ての従業員を対象とした情報セキュリティ教育を年1回実施するなど、社内の意識醸成に努めています。

また、全ての従業員を対象とした標的型メール訓練を年1回実施、結果を常務会やIT会議などに報告し、必要な対策を講じています。

更に、全従業員を対象に、情報セキュリティ通信をメールにて定期的に配信、情報セキュリティに関する事例紹介や、在宅勤務時における注意事項の周知、想定されるサイバー攻撃型メールに対する注意喚起などを行っています。

仕入先に対しては、情報セキュリティに関するお願い事項を展開しており、チェックリスト等により必要なアセスメントと改善を実施しています。

知財マネジメント

KOITOグループでは、知的財産を国際競争力の源泉として位置付け、研究開発戦略・知的財産戦略と一体となった事業戦略の策定に取り組んでいます。今後も知的財産に関する創作活動を奨励し、知的財産権の適切な保護・活用に取り組むとともに、第三者の知的財産権を尊重し、侵害することのないよう努めていきます。

■研究開発費並びに特許件数

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
研究開発費	361億円	340億円	361億円	326億円	340億円
特許出願件数	800件	1,230件	1,130件	938件	867件
特許保有件数	2,630件	2,890件	2,830件	2,813件	2,900件

知財マネジメントの推進体制

KOITOグループでは、事業戦略と一体となった知的財産戦略を策定・実行していくため、小糸製作所を中心としたマネジメント体制を整備し、グローバルでの知的財産権の取得やライセンス契約、権利侵害への対応など、グループにおける知的財産管理体制の強化を図っています。

知財侵害対策

KOITOグループでは、知的財産の重要性を鑑み、階層別研修等を通じて知的財産権に関する研修を実施し、従業員一人ひとりの意識醸成に取り組んでいます。

また、他者の知的財産権を侵害しないよう、すべての研究開発者や設計者が利用可能な特許調査システムを導入・展開し、知財紛争の発生防止に努めています。

税務方針

KOITOグループは、適切な納税を行うことの重要性を認識し、税務方針に従って、各国・地域の税法・税制に則った健全な税務活動の推進、及び適切な税務ガバナンス体制の構築に努めています。

税務方針

1. 税務コンプライアンス

株式会社小糸製作所(以下、「当社」という)、及びその関係会社(以下、「当社グループ」という)は、事業を行う各国・地域の税法や関連法令等を遵守し、適正な税務申告、並びに納税を行います。

また、当社グループは、租税回避地(タックスヘイブン等)を利用した租税回避行為や事業実態に合致しない税務プランニングは行いません。

2. 税務ガバナンス体制

当社グループは、グループ会社間で連携し、各国の税法・税制や行政の運用に適切に対応し、税務リスクの最小化に努めています。

当社グループの税務リスクは、グループ各社からの報告に基づき、最高財務責任者の判断のもと管理されています。

また、リスクに対して重大な問題・複雑さがある場合は、外部専門家の助言・指導を受け、調査・評価・検討を行った上で対応しています。

3. 移転価格

当社グループは、OECD移転価格ガイドラインやBEPSプロジェクトを理解した上で独立企業間原則に準拠し、グループ会社間の取引価格を設定しています。

また、移転価格に関する税務リスクを低減するため、必要に応じて外部専門家の助言・指導を受けています。

4. 二重課税の排除

当社グループは、同一の経済的利益に対し、複数の国・地域での二重課税を排除する為、租税条約を適用しています。

5. 税務当局との関係構築

当社グループは、事業を行う各国・地域の税務当局からの問合せや情報提供要請に対し、誠意を以って適時・適切に対応し、税務当局と良好な信頼関係の構築・維持に努めています。

また、税務当局との間に税務上の取扱いや税法の解釈等で疑義が生じた場合は、税務当局と協業で課題解決に取り組んでいきます。

役員一覧 (2022年6月29日現在)



代表取締役会長 兼 CEO
大嶽 昌宏

1977年 4月 当社入社
1987年 6月 当社取締役
1993年 6月 当社常務取締役
1999年 6月 当社専務取締役
2005年 6月 当社取締役副社長
2007年 6月 当社取締役社長
2015年 6月 当社取締役会長(現在)

選任理由:
社長を歴任するなど豊富な経験と高い識見を持ち、取締役として当社の経営に携わり、当社業績及び企業価値向上に大きく貢献している。

2021年度取締役会出席回数 12回/12回(100%)



代表取締役社長 兼 COO
加藤 充明

1982年 4月 当社入社
2004年 10月 当社欧米部長
2005年 6月 当社取締役
2011年 6月 当社常務取締役
2012年 6月 当社常務執行役員
2013年 6月 当社取締役常務執行役員
2017年 6月 当社専務取締役
2021年 6月 当社取締役社長(現在)

選任理由:
社長を務めるなど豊富な経験と高い識見を持ち、取締役として当社の経営に携わり、当社業績及び企業価値向上に大きく貢献している。

2021年度取締役会出席回数 12回/12回(100%)



社外取締役
上原 治也

1969年 4月 三菱信託銀行株式会社
(現・三菱UFJ信託銀行株式会社)入社
1996年 6月 同社取締役
1998年 6月 同社常務取締役
2001年 6月 同社専務取締役
2002年 6月 同社取締役副社長
2004年 4月 同社取締役社長
2005年 10月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長
2008年 6月 同社取締役会長
2012年 4月 同社最高顧問
2013年 6月 当社社外取締役(現在)
2018年 7月 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別顧問(現在)

選任理由:
三菱UFJ信託銀行株式会社の特別顧問であり、同氏の知識・経験を当社経営に反映いただき、当該視点から監督機能を果たしていただく。

2021年度取締役会出席回数 12回/12回(100%)



社外取締役
櫻井 欣吾

1972年 3月 公認会計士資格取得
1983年 6月 当社会計監査人
2009年 6月 当社会計監査人 退任
2009年 7月 当社顧問(非常勤)
2017年 6月 当社社外取締役(現在)

選任理由:
公認会計士であり、同氏の知識・経験を当社経営に反映いただき、当該視点から監督機能を果たしていただく。

2021年度取締役会出席回数 11回/12回(92%)



代表取締役副社長
有馬 健司

1977年 4月 当社入社
2005年 1月 KENV取締役
2005年 6月 当社取締役
2011年 6月 当社常務取締役
2012年 6月 当社取締役常務執行役員
2013年 6月 当社専務取締役
2019年 6月 当社取締役副社長(現在)
技術本部長、営業本部長、
モビリティ戦略部・
研究所・DX担当(現在)

選任理由:
当社入社以来、技術本部長、営業本部長を務めるなど豊富な経験と高い識見を持ち、取締役として当社の経営に携わり、当社業績及び企業価値向上に大きく貢献している。

2021年度取締役会出席回数 12回/12回(100%)



代表取締役副社長
内山 正巳

1983年 4月 当社入社
2005年 6月 当社人事部長
2007年 6月 当社取締役
2011年 6月 当社常務取締役
2012年 6月 当社取締役常務執行役員
2017年 6月 当社専務取締役
2021年 6月 当社取締役副社長(現在)
生産本部長、静岡工場長、
静岡総務部・物流部・
安全環境部・生産管理部・
電子製造部・CN担当(現在)

選任理由:
当社入社以来、生産本部長を務めるなど豊富な経験と高い識見を持ち、取締役として当社の経営に携わり、当社業績及び企業価値向上に大きく貢献している。

2021年度取締役会出席回数 11回/12回(92%)



社外取締役
五十嵐 チカ

1997年 4月 弁護士登録
都内法律事務所入所
2006年 7月 あさひ法律事務所
(現・西村あさひ法律事務所)入所
2007年 6月 ニューヨーク州弁護士登録
2022年 6月 当社社外取締役(現在)

選任理由:
弁護士であり、同氏の知識・経験を当社経営に反映いただき、当該視点から監督機能を果たしていただく。



専務取締役
小長谷 秀治

1987年 4月 当社入社
2006年 4月 当社経理部長
2009年 6月 当社取締役
2012年 6月 当社執行役員
2013年 6月 当社常務執行役員
2015年 6月 当社取締役常務執行役員
2017年 6月 当社専務取締役(現在)
経理本部長、調達本部長(現在)

選任理由:
当社入社以来、経理本部長、調達本部長を務めるなど豊富な経験と高い識見を持ち、取締役として当社の経営に携わり、当社業績及び企業価値向上に大きく貢献している。

2021年度取締役会出席回数 12回/12回(100%)



専務取締役
草川 克之

1980年 4月 トヨタ自動車工業株式会社
(現・トヨタ自動車株式会社)入社
2009年 1月 米国トヨタ出向
2011年 3月 当社常勤顧問
2011年 6月 当社常務取締役
2012年 6月 当社取締役常務執行役員
2019年 6月 当社専務取締役(現在)
経営企画部・コンプライアンス推進室・
人事部・原価管理部担当、
DX副担当(現在)

選任理由:
当社入社以来、技術本部副本部長を務めるなど豊富な経験と高い識見を持ち、取締役として当社の経営に携わり、当社業績及び企業価値向上に大きく貢献している。

2021年度取締役会出席回数 12回/12回(100%)

役員一覧 (2022年6月29日現在)



常勤監査役
菊地 光雄

1968年 4月 当社入社
1995年 4月 当社生産管理部長
1999年 6月 当社取締役
2005年 6月 当社常務取締役
2006年 6月 当社専務取締役
2009年 6月 当社取締役副社長
2013年 6月 当社常勤監査役(現在)

選任理由:

当社入社以来、営業本部長・生産本部副部長を務めるなど豊富な経験を持ち、取締役として当社の経営に携わってきた同氏の知識・経験を当社監査体制の充実に反映いただく。

2021年度取締役会出席回数 12回/12回(100%)

2021年度監査役会出席回数 8回/ 8回(100%)



常勤監査役
榎原 公一

1975年 4月 当社入社
1999年 6月 当社製品開発部長
2001年 6月 当社取締役
2007年 6月 当社常務取締役
2009年 6月 当社専務取締役
2013年 6月 当社取締役副社長
2021年 6月 当社常勤監査役(現在)

選任理由:

当社入社以来、生産本部長を務めるなど豊富な経験と高い識見を持ち、取締役として当社の経営に携わってきた同氏の知識・経験を当社監査体制の充実に反映いただく。

2021年度取締役会出席回数 12回/12回(100%)

2021年度監査役会出席回数 6回/ 6回(100%)



社外監査役
鈴木 幸信

1965年 4月 仙台国税局入局
1990年 7月 国税庁調査査察部
調査課主査
1995年 7月 八王子税務署副署長
1995年 12月 税理士資格取得
2005年 7月 高松国税不服審判所長
2009年 7月 当社顧問(非常勤)
2010年 1月 コイト保険サービス株式会社 監査役(現在)
2016年 6月 当社社外監査役(現在)

選任理由:

税理士であり、同氏の知識・経験を当社監査体制の充実に反映いただく。

2021年度取締役会出席回数 12回/12回(100%)

2021年度監査役会出席回数 8回/ 8回(100%)



社外監査役
木目田 裕

1993年 4月 東京地方検察庁 検事
1997年 4月 東京地方検察庁 特別捜査部 検事
1998年 8月 米国ノートルダム・
ロースクール客員研究員
1999年 6月 法務省刑事局付 検事
2001年 6月 金融庁総務企画局企画課 課長補佐
2002年 8月 弁護士登録 西村総合法律事務所
(現・西村あさひ法律事務所) 入所
(現在)
2011年 12月 株式会社アドバンスクリエイト
社外取締役(現在)
2019年 1月 当社社外監査役(現在)

選任理由:

弁護士であり、同氏の知識・経験を当社監査体制の充実に反映いただく。

2021年度取締役会出席回数 11回/12回(92%)

2021年度監査役会出席回数 8回/ 8回(100%)

専務執行役員

豊田 淳

常務執行役員

山本 英男
勝田 隆之
井上 敦
米山 正敏
勝又 敏行
山本 格也
柴田 英祐
大嶽 孝仁

執行役員

豊田 晃一
村越 護
大竹 雅浩
東 祐司
落合 英樹
帖地 雅隆
山崎 耕平
Kirk Gadberry
青島 一博
伊藤 昌康
大嶽 昌之
島倉 浩司